

会議名	令和7年度（2025年度）第2回 宝塚市子ども審議会		
日時	令和8年（2026年）2月24日（火） 午後2時30分～午後4時20分	場所	市役所本庁舎4階 政策会議室
出席者	委員	中谷奈津子、松井愛奈、治部陽介、大西登司恵、坂本舞、坂井伶亜、石井宏尚、吉原朝美、坂本三好、西祐二、宮田慎之、森藍、藪内雄子、片山嘉帆（敬称略） 計14名（欠席5名）	
	事務局	子ども未来部長、総括担当及び子ども家庭担当次長、子ども育成担当次長、たからっ子総合相談センター所長、子ども政策課長、同係長、同係員	
	拡大事務局	子育て応援課長、子ども家庭支援センター所長、子ども発達支援センター所長、保育企画課長、同副課長、保育事業課長、アフタースクール課長、子ども総合相談課長、家庭児童相談課長、公園河川課長、健康推進課係長、幼児教育センター所長、教育支援課長（学校教育部次長（相談支援担当）事務取扱）、青少年センター所長 計14名（欠席4名）	
会議の公開・非公開	公開	傍聴者	なし
内 容（概要）			
<p>1 開会</p> <p>会議の成立及び公開について 事務局： 委員19名のうち14名出席。宝塚市子ども審議会条例第6条第2項により、委員の過半数以上の出席があったため会議は成立している。 当審議会については公開を原則としている。本日は、傍聴者はなし。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 宝塚市こども計画に係る施策の取組状況について（令和8年度計画） ○事務局から、資料1に基づき説明。</p> <p>委員： 主な取組事項のNo.18について、放課後児童クラブの待機児童が増加している中、施策を推進することは評価できる。一方、居住する小学校区以外の地域児童育成会を利用できる制度（校区外利用）の整備について、児童の通所時の安全確保とどのように両立していくのか。</p> <p>事務局： 校区外利用については、待機児童が多い一方で、小学校区によっては定員に空きがある施設もあることから、その有効活用を図るため実施するものである。実施にあたっては、事前に運営委員会において、保護者、担当課長及び放課後児童支援員が通学経路や緊急時の対応等を確認・協議した上で開始する予定である。 なお、すべての待機児童を校区外利用で解消するのではなく、保護者のニーズを踏まえ、調整しながら運用したいと考えている。</p> <p>委員： 同じく、No.18について、「多様な主体による学童保育の運営」とはどのような主体を想定しているのか。</p> <p>事務局： 公募を行っても事業者の応募がないケースが生じており、待機児童が解消しきれない現状を踏まえ、株式会社等の営利企業の参入についても、来年度、試行的に実施したいと考えている。</p> <p>委員： 同じく、No.18「地域児童育成会」に関連して、年度末で地域児童育成会の利用が終了し、新年度からは待機児童となることで利用できない児童へのフォローについて、今後の対応方針は検討しているか。</p>			

事務局： 夏期臨時地域児童育成会については、夏休みは期間が長く、利用ニーズが特に高い一方で、夏休み終了後は待機児童が減少する実情があることから実施している。春休みや冬休み期間中の対応についても今後の検討課題と認識しているが、現時点ではニーズの高い夏休みに実施している。

また、低学年の受入れ拡大に向けて、学校施設の空き教室の活用について、学校や教育委員会と協議を進めているほか、民間放課後児童クラブについても市内外の社会福祉法人等への働きかけや営利企業の参入を視野に入れるなど、受入枠の確保に努めていきたい。

委員： 部活動の地域移行に関連し、対象となる中学生や保護者への周知は行われているものの、受入れ側となる地域や市民全体への情報提供が十分でないとの声がある。また、児童館運営委員会等でも子どもの居場所に関する関心は高いが、現状や方向性が分かりにくい。

単発利用も含めた多様な居場所や自習室等の情報が市内に点在しているものの、集約されておらず分かりにくい状況があることから、子どもが安心して利用できる居場所情報を分かりやすく発信するなど、令和8年度において広報の充実に努めてほしい。

事務局： 現在、社会福祉協議会が作成している「つどい場マップ」を活用し、既存の居場所の可視化の充実にについて協議しており、より分かりやすいものになるよう見直しを検討している。

委員： 社会福祉協議会では、子育て世帯や高齢者の居場所情報を「つどい場マップ」としてインターネット上で公開している。子ども食堂等、未掲載の情報もあるため、引き続き市と協議しながら、「つどい場マップ」の充実にについて検討していきたい。

部活動の地域移行に関して、大型児童センターにおいては、中高生向けに各種プログラムを実施している。現在、学校教育課と連携しながら、複数のプログラムを組み合わせ、部活動に代わる居場所として位置づけられるよう一覧化を検討している。

なお、部活動に代わる居場所について、部活動に対する市民意識の転換も含めて、引き続き関係機関と連携しながら継続的に検討していく必要がある。

委員： No. 33「こども誰でも通園制度」に関連して3点教えてほしい。

1点目は、一時預かり制度との違いは何か。

2点目は、希望する保育所に入れないという状況がある中でこの制度を開始することによる保育所への入所等、既存の制度への影響はあるのか。

3点目は、産前産後を理由とした上の子どもを保育所に入所できる制度について、出産後2か月で退所となるが、上の子どもを含めた家庭での保育は負担が大きい。そういった家庭の支援をすることはできないか。

事務局： 1点目について、一時預かり事業は、保護者の就労や疾病、リフレッシュ等により一時的に保育が必要な場合に利用できる制度である。

一方、こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件等を問わず、保育所等に入所していない子どもであれば利用できる制度であり、子どもの成長や育ちの支援を目的として、家庭では得にくい経験や家族以外との関わりの機会を提供するものである。

事務局： 2点目について、こども誰でも通園制度は、保育所の受入枠とは別で実施し、既存の入所枠を圧迫することはないと想定している。

3点目について、保育所入所には保育の必要性が要件となることから、他の入所希望者との公平性を踏まえて判断している。就労の予定等により保育の必要性が認められる場合は入所が可能となるが、産前産後を理由とした入所期間は出産後2か月となっている。

委員： こども誰でも通園制度は、利用時間が一人当たり月10時間と限られていることから、一時預かりと併用しているケースもあると聞いた。

一時預かりは実施する保育園が減少しており、受け皿が少ない。1月から3月までは、来年度入所する子どもの慣らし保育のように利用する方もいる。

当園では、職員体制の制約から、一時預かりの受入人数を限定しているが、今後も可能な範囲で受け皿の確保に努めていきたい。

会長： 個別の制度への対応に留まらず、保育分野全体の底上げにつながるよう取組の推進

に努めてほしい。

委員： こども誰でも通園制度や一時預かりについて、利用にあたって、持ち物の準備の負担や予約の困難さなどハードルが高い。東京都が実施しているベビーシッター利用支援のような補助制度について、市で導入の可能性はないのか。

事務局： 現時点では、ベビーシッター利用支援等の実施は予定していない。

保育の必要性がある場合は原則として保育所入所により対応する考えであり、国の基準上は、令和4年度以降、市内の待機児童はゼロとなっている。

一方で、実態としては入所できていないケースもある。そういったケースには一時預かり等の利用を推奨しながら、今後、ベビーシッターを含めた他の支援策について検討していきたい。

事務局： ベビーシッター事業ではないが、子ども家庭支援センターではファミリーサポート事業を実施している。提供会員と依頼会員が登録し、相互の合意のもと、短時間の子ども預かり等を行うことができる。

委員： ファミリーサポート事業は、依頼会員の自宅で子どもを見てもらうことは可能か。

事務局： 相互の合意があれば、依頼会員の自宅での支援も可能である。

委員： No.2「地域子育て相談機関」について、既存の子ども相談窓口（「あのね」）で同様の取組を実施しているが、新たに子ども家庭支援センターに設置する理由として、どのような現状の課題認識に基づくのか、及びその課題解決について、現時点での見通しがあれば示してほしい。

事務局： 地域子育て相談機関は、子ども家庭支援センターに利用者支援専門員（保育士等の有資格者）を配置し、主に就学前児童を育てる家庭を対象に、身近で軽微な子育ての不安や疑問について、「あのね」よりも気軽に相談できるような体制を整えるものである。悩みの深刻化を防ぎ、要対協案件等の未然防止につなげることを目的としている。

委員： 「あのね」が地域子育て相談機関よりも気軽に相談できる機関という反対の印象を持っていた。それぞれの役割分担が市民に十分に伝わらなければ、かえって相談しづらくなるため、適切な周知が必要と考える。

委員： 地域子育て相談機関について、既に子ども家庭支援センターでは妊婦や就学前児童の子育て支援を行っていると思うが、利用者支援専門員はきらきらひろばで相談支援を行うということか。

事務局： きらきらひろばでは、従来どおり、常駐する保育士への相談が可能である。その上で、新たに配置する利用者支援専門員は、より積極的に声掛けを行いながら相談に応じ、必要に応じて、保育所や一時預かり、幼稚園など関係機関へつなぐ役割を担うこととなる。つまり、既存の体制に加え、相談支援を専門的に担う職員を増員することとなる。

委員： No. 37、40について、投稿フォームでの子ども・若者の意見募集は、意見表明の機会や社会参画の促進を図る取組として評価できるが、周知はどのような方法で行っているのか。

また、寄せられた意見が実際にどう扱われ、どのように施策へ反映されたのかが重要だと考えるが、その周知やフィードバックはどのような方法で行うのか。

事務局： 「子ども・若者の“声”意見箱」は令和7年12月の市ホームページのリニューアルにあわせて新設した。これまで2件の意見が寄せられ、いずれも市長まで目を通している。市からの回答を希望する場合は、意見をいただいた方に、メールで回答することとしている。

なお、子ども議会での提案や答弁については、市の政策への反映状況を市ホームページに掲載しているが、「子ども・若者の“声”意見箱」について、意見をいただいた方以外への周知をどのように行うかは現在検討中である。

委員： 意見を提出した子ども・若者へ直接回答している点は評価できる。また、取組が広く見えるかたちでの周知が重要であると考えているが、現在検討中とのことで承知した。

もう1点、No. 26「架け橋カリキュラム」について、「各地域の実情に応じたカリキュラム策定を推進する」と記載があるが、宝塚市において各地域の実情としてどういったものがあるのか。

事務局： 架け橋カリキュラムは、就学前教育の充実を目的に、公立・私立を問わず、就学前の子どもに関わる大人が立場を越えた連携や各地域の実情に応じたカリキュラムの策定が重要であると言われている。

各地域の実情については、不登校や行き渋りなどの子どもの実態、学校規模等、地域によって異なる状況がある。段差のない小学校生活への接続を図るため、各地域の実情に応じて、カリキュラムを策定することが重要であると考えている。

委員： 子どもの実態や学校規模等、地域によって異なる状況があることは理解しているが、例えば、公立の方が連携が容易、不登校が多い等、具体的な例はあるか。

事務局： 公立・私立の違いだけでなく、地域によっては保育所や幼稚園が十分に整っていない場合もあり、就学前教育の環境が一律ではないという実情がある。そういった各地域の実情を踏まえ、それぞれの地域でめざす子ども像を共有しながら、系統的にカリキュラムを作成していくことが重要であるとされており、国からもそのような方向性が示されている。

委員： 詳細はこちらで調べる。国の方針や全体的な流れについては理解しているが、宝塚市の特徴的な実情があるのかと考え質問した。

(2) 保育提供体制の確保のための実施計画について

○事務局から、資料2-1から2-3に基づき説明。

事務局： 説明した内容について、当審議会において承認をいただく必要があるが、資料2-2及び2-3をご覧ください、意見があれば伺いたい。

会長： 確認だが、資料2-1については、保育提供体制の確保に係る財政支援の仕組みが変わり、その新たな仕組みに則って手続きが必要となる。市は、【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】のうち、項目①・③・⑤について国に申請するということでしょうか。

事務局： そのとおりである。

会長： 項目①・③・⑤は、従前から財政支援を受けていたもので、来年度も引き続き支援を受けるため、手続きとして当審議会での承認が必要ということか。

事務局： そのとおりである。

会長： 当議題について意見はないか。

委員： (意見、質問等なし)

会長： 当議題については承認とする。

(3) こども誰でも通園制度に係る意見聴取及び今後の予定等について

○事務局から、資料3-1から3-3に基づき説明するとともに、資料3-1の2及び3について、当審議会において意見聴取したい旨説明。

委員： こども誰でも通園制度について、一時預かりと比べて利用時間に制限があり、料金面でも大きな差がないため、使いやすさに疑問がある。一時保育ではなく本制度を選ぶ利用者がどれほどいるのか、需要の見込みについて教えてほしい。

事務局： 制度開始前の現時点では需要の予測が難しいが、制度の周知が進むにつれて利用率は高まると考えている。

なお、本制度は一時預かりと異なり、就労等の要件に基づき長時間預けるというものではなく、家庭では得にくい経験や家族以外との関わり等を通じた子どもの成長を重視し、保護者の利用しやすい時間で利用する制度である。例えば、毎週2、3時間、定期的に預けることもできる。

会長： 来年度から本格実施であり、全国的な制度として、今後運用しながら見直されていくと考えている。

委員： 3月から利用予約を開始とのことだが、今後、市民への周知はどのように行っていくのか。

また、本制度は一時保育と比較して利用料金が安価な印象を受けており、利用者が殺到する可能性がある。その場合に、利用希望者が偏りなく利用できるような仕組み

などは検討しているか。

事務局： 本制度の周知については、市ホームページで昨年11月頃から案内を開始しているほか、利用方法等を記載したチラシを作成し、児童館や乳幼児検診に訪れた保護者へ配布する等、対象年齢の子どもの保護者への周知を進めている。今後、市公式SNS等を活用しながら、周知を図っていきたい。

予約方法については、国が構築した専用のシステムを活用し、基本的には先着順となる。予約が入った順番に各施設が予約内容の確認をし、受入の可否を返信する仕組みである。

委員： 一時保育のように保護者が施設に直接連絡して予約をするのではなく、専用のシステムから予約を取るということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 妊婦や保護者の交流会や両親学級の際に本制度の周知をしたいので、チラシをいただきたいと考えている。

委員： 5事業所が選定されているが、公立保育所での実施は困難だったということか。

事務局： まずは広く事業者を公募し、施設の応募状況を注視することとした。現時点では、資料3-2の必要定員数の見込み・計画数41人に対し、定員40人分の受入枠が確保されている状況である。

今後、4月以降の利用状況やニーズを見ながら、受入枠が不足する場合には、公立保育所の活用や追加募集の実施などを検討していく。

委員： 今後、事業を実施する中でニーズを把握していくと思うが、例えば子どもの成長や経験の機会としての利用などが想定される中で、市として、現時点で具体的に想定や把握しているニーズはあるか。

事務局： 現時点では、市こども計画策定時に実施したアンケート調査の結果から、約50%程度の潜在的ニーズがあるものと認識している。

具体的なニーズ量や内容については、4月以降の事業実施の中で改めて把握していく。

委員： 宝塚市の状況を把握していないが、障碍（がい）のある子どもの保育所への入所が困難だと聞く。本制度では医療的ケア児を含めた障碍（がい）のある子どもの受入れは想定しているか。

事務局： 医療的ケア児については、看護師配置等の体制整備が必要であり、直ちに受入れが可能とは言い難い面がある。一方で、選定している5施設の中に、障碍（がい）のある子どもの受入実績のある施設もあり、可能な範囲で受け入れていきたいとの意向が示されている。受入れにあたっては、事前面談等を通じて状況を把握し、対応をしていくことになる。

委員： 新たな制度の創設により、多くの保護者の支えとなることを期待している。

会長： 他に意見はないか。

委員： （意見、質問等なし）

会長： 当議題については承認とする。

4 その他

○事務局から、「あたたかく子どもを見守るまち宝塚」啓発ポスター、「子育て世代にとって利用しやすいSNSを活用した子育て支援情報の発信」及び「たカラッコクラブ」啓発グッズについて紹介。

○事務局から次回審議会について案内。

会長： 議題は以上であるが、本日、発言されていない委員から一言いただきたい。

委員： 資料1のNo.21について、小中学校において不登校は大きな課題となっている。今年度から小学校に配置されたAssistスタッフが、週2日間、午前中にAssistルームで学習支援を行っている。その結果、これまで登校できなかった児童が、スタッフのいる時間帯に登校できるようになるなどの成果が見られており、現在、スタッフ不在時にも教室に入れるよう取組を進めている。また、成果としては少ないが、学校に来ていない児童に対しては家庭訪問も行っている。

教育委員会や学校だけでは限界があるため、市全体で居場所づくりを含めた取組を検討してほしい。

次に、No.26「架け橋カリキュラム」に関連し、地域の実情に応じた具体例として、物理的に隣接している幼稚園と小中学校が、その環境を活かし、給食体験や遊びの交流などを実施しているケースがある。また、今後は保育所との交流も進めたいと考えている。

また、各学校園が大切にしていることとして、共通のキーワードである「挨拶」に関して、幼稚園・小中学校で共通の取組を検討していきたい。

委員： こども誰でも通園制度について、ベビーシッターの利用に抵抗がある家庭にとって、保育園で子どもを預かってもらえることは安心感があり、短時間ではあるが、保護者の負担軽減に期待している。

また、部活動の地域移行について、費用面であったり、活動場所への道のり等、懸念点はあるが、子どもたちが活動しやすい環境が整うことを期待している。

○子ども未来部長から挨拶。

閉会